

2010 年度共同研究等助成金・募集のお知らせ

I. 目 的

財団法人日中医学協会は、日本国と中華人民共和国の医学・保健医療に関わる学術的共同研究に対する助成やその他の研究交流を通じて相互の理解を深めるとともに、医療関連諸領域の学術と技術の提携と協力を推進し、両国の医学・保健医療の普及と向上に寄与することを目的として 1985 年 9 月に設立しました。

設立の趣旨に基づき、本助成事業を行います。

II. 概 要

1. 対象領域

医学、歯学、薬学、看護並びに医療関連諸領域

2. 対象研究課題

研究(交流)課題は、両国の医学・医療の向上に有効且つ具体的で実現性があり、原則として 2010 年 4 月 1 日～2011 年 3 月 31 日の単年度で成果をまとめられること。

3. 助成区分 (各区分ごとの要項は「Ⅲ.」に掲載)

- A) 調査・共同研究助成
- B) 中国人研究者・技術者招聘助成
- C) 在留中国人研究者助成
- D) トラベルグラント

4. 助成金の使途

申請書記載の課題研究・会議に限定した直接費用とします。但し、耐久消費器材(例：パソコン、カメラ等)の購入費用等は対象外とします。

5. 応募の方法

- 1) 日本の研究機関・医療機関在籍者が申請を行って下さい。審査に当たっては日中医学協会会員を優先いたします。
- 2) 申請書(助成区分別:WORD 形式)は当協会ホームページ(<http://www.jpncma.or.jp>)からダウンロードして下さい。
- 3) 申請には、下記推薦者による推薦を必要とします。
 - (1)助成区分 A)、B)： 申請者の所属長又は日中医学協会理事・評議員・会員
 - (2)助成区分 C)： 現指導責任者
- 4) 応募書類は、「V. 書類送付・お問い合わせ先」に送付して下さい。

6. 募集期間

2009年11月 1日～12月31日(消印有効)

7. 応募の制限

- 1) 助成区分A)～D)への応募は、各区分あたり申請者一人につき1件に限ります。また、同一課題で複数の助成区分に応募することはできません。
- 2) 2007年4月以降2010年3月までの当協会助成金受給者(日中笹川医学研究者制度・同特別研究者制度・日中笹川医学奨学金制度を含む)は応募できません。
- 3) 当協会常任理事並びに助成事業委員は応募できません。但し推薦は可能です。

8. 選考と通知

当協会の助成事業委員会(略称)で厳正なる審査・選考を行い、2010年3月末日迄に全申請者に選考結果を通知します。

9. 助成金の給付

トラベルグラントを除き、分割して給付します。「機関扱い」(委任経理)も可能です。

- | | |
|--------------------|---------------|
| A) 調査・共同研究助成： | 5月、10月 |
| B) 中国人研究者・技術者招聘助成： | 研究者来日後、報告書提出後 |
| C) 在留中国人研究者助成： | 5月、10月 |
| D) トラベルグラント： | 会議開催前 |

10. 研究成果の報告

- 1) 本助成金は、所定の研究成果報告を義務づけています。
- 2) この研究成果を他に発表する場合は、財団法人日中医学協会(Japan-China Medical Association)から助成を受けた旨を明記して下さい。

11. 助成金の取り消し

以下の事項を確認した場合、助成金の停止又は返還を求めます。

- 1) 申請課題について他の助成金・補助金を取得した場合(但しトラベルグラントは除く)
- 2) 申請書類及び関連書類に虚偽の記載があった場合
- 3) 申請目的外に使用した場合
- 4) 期限までに研究・実施報告書の提出がない場合
- 5) その他、協会が取り消しの必要を認めた場合

12. 個人情報等の第三者への提供

申請書の内容は審査委員に公開することとし、受給者の個人情報並びに研究成果は、事業の公益性に鑑み、当協会の機関誌やホームページ等で公開するとともに特定の第三者(助成財団センター、国立情報学研究所、日本財団)に提供できるものとします。

13. 助成金の会計報告

本助成金は、支出について証憑書類を基に報告していただきます。

14. 受給者報告会

2010年度の助成金受給者(調査共同研究助成・在日中国人助成)の内、優れた研究報告書を提出した受給者を選抜し、研究発表・表彰を行います。

Ⅲ. 助成区分別要項

A. 調査・共同研究助成

わが国の研究者が中国の研究者と共同で実施する調査・研究活動に対する助成

- 1) 助成金額 1件につき100万円を上限
- 2) 助成件数 10～15件
- 3) 応募要件

- (1) 両国研究者とも実績と将来性のある研究者であること。
- (2) 中国側研究者と協力して行うことの必要性及び役割分担が明確であること。

4) 添付書類

両国研究代表者の代表的な論文 各2編
中国側共同研究代表者が作成した共同研究同意書

B. 中国人研究者・技術者招聘助成

共同研究または高度技術習得等を目的(研修は対象外)とする中国人研究者・技術者の招聘に対する助成

- 1) 助成金額 1件につき100万円を上限
- 2) 助成件数 1～5件
- 3) 応募要件

- (1) 招聘対象の中国人研究者・技術者の要件
 - a. すぐれた業績があること。
 - b. 日本語又は英語に堪能であること。
- (2) 招聘に伴う入国の手続等は、申請者の責任において行うこと。

4) 添付書類

- (1) 被招聘者の代表的な論文 3編
- (2) 被招聘者の外国語能力証明書の写し(所持者のみ)

C. 在留中国人研究者助成

中国の医療の向上に貢献する意思と能力を持ち、わが国の研究機関に在籍して研究指導を受けている若手中国人研究者に対する研究費の助成

- 1) 助成金額 1件につき年額60万円
- 2) 助成件数 5～10件
- 3) 応募要件

- (1)年齢が 40 歳以下(1969 年 1 月 1 日以降出生)であること。
- (2)大学院修士課程並びに博士課程在籍者及び進学予定者も含まれます。
- (3)2009 年 4 月以前に入国し引き続き 2011 年 3 月 31 日迄の滞在予定があり、且つ滞在期間が長期に至らず帰国の意思が認められること。
- 4) 申請書推薦欄は、現在の指導責任者が記入して下さい。
- 5) 添付書類
 - (1)所属研究機関が発行した在籍証明書(コピー不可)
 - (2)外国人登録証のコピー(拡大し表・裏とも)
 - (3)主な論文 3 編
 - (4)外国語能力証明書の写し(所持者のみ)

D. トラベルグラント

日本で行われる医療関連諸領域をテーマとした原則として日中両国間の会議に参加する中国人研究者・技術者の旅費に対する助成

- 1) 助成金額 1 名当たりの助成金額は最大 10 万円、1 会議につき 30 万円を上限
- 2) 助成件数 1 ～ 5 件程度
- 3) 応募要件
 - (1)原則として日本で開催される日中両国間の会議であること
 - (2)上記要件を満たす会議に参加する中国人研究者・技術者の旅費・宿泊費であること
- 4) 添付書類
 - (1)会議概要・ポスターなど
 - (2)助成対象の中国人招待研究者・技術者の中国での職掌を証明する書類

IV. 応募書類作成上の注意

- 1) 申請書は、ホームページよりダウンロードし、署名欄以外はフォームに直接入力すること(手書きは不可)
- 2) 申請書は、すべての項目についてご記入下さい。
申請書類に未記入箇所があるものは選考の対象になりません。詳細が確定していない場合は、概要を記入し欄外に「予定」と付記して下さい。
- 3) 別表は、申請内容に最も該当する領域を 1 か所選び「×」印を付して下さい。
- 4) Ⅲ. 助成金区分別要項に従い、必要な書類を添付して下さい。

V. 書類送付・お問い合わせ先

住 所：〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-4-3 住泉 KM ビル 6 階
宛 先：(財)日中医学協会 担当：太田・岡田
電 話：03-5829-9123 FAX：03-3866-9080
E-mail：jyosei@jpcnma.or.jp